

市民の声が生きる分権・自治のまちづくりをめざそう

2015年版 市民マニフェスト

市民が主役の政策選挙を進めるために

今年には4年に一度の統一地方選挙の年、4月には明石でも市長・市議の“ダブル選挙”が行われます。統一選前半の県議選も合わせると、自治体の4年間の方向を決める重要な選挙が3つ行われます。

明石では4年前2011年の選挙で、当時の市民団体・明日の明石市政をつくる会が「市民がつくる市民の政策」である「市民マニフェスト」をまとめ、立候補表明していた2名の候補予定者に公開討論会を求めて市民マニフェストへの対応を迫る運動を展開しました。前年4月に、明石市が自治体の‘憲法’である「自治基本条例」を施行してから初めての選挙であり、「市民参画」と「協働のまちづくり」「情報の共有」を掲げた自治基本条例に基づく本格的な「市民自治」の姿勢を築いていく重要な選挙でした。これまでの市政の体質や運営を根底から改めて、市民主体の市政とまちづくりを進めていくトップリーダーを選ばなければならなかったからです。

自治基本条例に基づき、明石市はこれから何を、どのように進めていくのか。市民マニフェストは明石のまちの都市像をイメージしながら、市政のありようを市民自らの手で市長候補と職員ならびに議員、そして市民に具体的に提示したものでした。

市長選挙では、市長候補に市民マニフェストを提示し、その課題と方向性をどのように実現しようとするのかを問い、市政を「負託」するに足りるかどうかを市民が判断する目安としました。3月8日に市民会館ホールで開かれた公開討論会には、候補者の一人が再三再四の折衝と要請にもかかわらず出席せず、その後の選挙で69票差で当選した泉房穂氏（現市長）と主催者側が2時間余にわたって意見交換しました。

泉氏は公開討論会で「市民マニフェストには全面的に賛成だ。当選すれば実現に努力する」と応えました。このため、討論会翌日に開いた主催者の会議では、「市民との意見交換にも応じなかった片方の候補予定者は、市民の参画、協働、情報共有を定めた市政のトップとしてふさわしくない」などを理由に「自治基本条例を推進するのにふさわしくない市長」を選ぶことのないように努力していくことを決め、告示日まで1カ月余の間、「よりふさわしい候補を選ぼう」と、市民に訴えるさまざまな行動を展開しました。

当選した泉市長は残念ながら、駅前再開発の抜本見直しやフェリー航路の再開などを求めた市民と市民マニフェストに反した市政を続けました。市民マニフェストを引き継いだ政策提言市民団体「市民自治あかし」は4年間の市政を検証し、昨年1月16日に市長を招き「市民マニフェスト検証大会」を開き、その評価に基づき多様な観点から検証意見を述べました。

市長・市議ダブル選挙を目前に控えた中で、私たちはこの4年間の市政を踏まえ新たな「市民マニフェスト」2015年版を提起します。この市民マニフェストには、3つの目的があります。

- 第1は、明石市が置かれている厳しい市政の課題に対して、主権者である市民自らが政策を考え提起する、自治基本条例に基づく市民の責任を果たすための、市民が政策を考える市民自治の実践です。
- 第2は、市政と議会の改革を進めていくことを行政まかせにせず、市民参画の機会を大事にする。
- 第3は、住民自治をめざす自治体では、市民が選挙に一層主体的に関わる必要があります。候補者を選ぶ基準を、市民自らが掲げて候補者に選択を迫ることから、市民自治の社会が始まります。

2015年版市民マニフェストは市内各所で討論集会を6回開き、市民の声を幅広く反映し、修正を重ねたうえで最終案を策定しました。3月31日に開催する市長選挙公開討論会で市民と候補者に提示します。

I 自治・参画の基本にかかわる姿勢

自治基本条例に基づく「市民参画」と「協働のまちづくり」を進め、その前提としての「情報共有」と市政運営に対する評価の仕組みづくりを基本にした市政を行う。

1. 市民力の向上を図る仕組み

①新年度で施行後5年目に入る市民参画条例の抜本的見直しと、条例づくりへの市民参加の徹底を図る。

- ・現在の市民参画条例はその策定プロセスが“行政主導”そのものであり、盛り込まれた参手法法の内容は従来行ってきたことを追認したものにすぎず、「市民参画拒否条例」になりかねない。主権者である市民が主体になってつくるべきであり、抜本的な見直しが必要である。
- ・審議会等の諮問機関のあり方については、現状の問題点を踏まえて分析・検証を行い、速やかに条例記載通りの実施と、委員構成の選考主体の改革や公募委員の仕組みの見直しが必要である。
- ・現行のパブリックコメント制度は「聞きおく」だけの形式的なものになっており、意見への対応の処理やフィードバックの仕組みなど透明化を図ることが必要である。

②条例策定作業が続いている「協働のまちづくり」の仕組みづくりには、地域力の向上を図るために、地域住民が全面的に参画することが不可欠である。

- ・「新しい公共」を市民が担う地域自治システムの構築を目標とし、地域内分権＝市民分権を進めて小学校区単位の協働のまちづくり組織を「地域自治組織」と位置づける。
- ・地域内分権を進めるために、重層的な地域自治システムを具体化し、市内5つのブロックに「地域会議」を設置して、予算の委譲や事務スタッフとしての職員を配置する。
- ・地域住民の合意形成を進めるためのサポートシステムを充実強化し、要請に応じてコーディネーターなどの専門家を派遣する仕組みをつくる。
- ・地域自治組織や地域の各種団体の民主的運営を図るために、住民が日常的に話し合う、議論する土壌をつくる。(ex. 市民利用公共施設での飲食解禁等により公共空間を気軽な「おしゃべりの場」に開放する)

③市民活動支援のあり方と支援センターの検討委員会を設置し、広範な市民参加のもとに支援のあり方を検討する。

④潜在的な人材の発掘と市政参画への具体的な政策提言の場として二百人規模の「明石市民会議」を創設し、市政の課題等について継続的に調査、研究、議論を重ねて市へ提言する。

- ・分科会方式で自主運営し、市はその事務局等の支援をする。
- ・かつての「未来会議」方式の発展型を進化させる。

⑤重要な施策の選択に際しては、市民の意志を確認し、課題を共有するために住民投票を行う。1年余りかけて答申された住民投票条例検討委員会の答申に沿った条例を早期に成立させる。

2. 行政運営の原則と組織の改革、職員の意識改革とモラールアップ

①自治基本条例の5年以内の見直しを遵守し、「参画」「協働」「情報共有」の進展へ向けて市政運営の原則と仕組みを検証し、条例に沿った現状改革を抜本的に進める。

- ・自治基本条例の趣旨に合わせて、既存の一般条例の改正を図る。市政運営の原則を大きく変えたにもかかわらず、行政運営の具体的な展開を定めた一般条例や規則等を改正していないのは、自治基本条例の趣旨を生かしていないことになる。
- ・予算案づくりに市民や議会も参加する仕組みをつくり、市民にも分かりやすい予算書づくり、各部の予算要求段階からの段階的公開と意見聴取を行って、予算編成過程の透明化を図る。
- ・財政分析学習講座等を市民と協働で開催し、財政の実態を市民と共有するために「財政白書」を市民と協働してつくる。

- ・事業評価制度に「公開事業仕分け」制度を導入する。
- ・マニフェストを2年ごとに評価公表するとともに、市民による検証公開討論会を開催する。

② “カラ割り” 職員研修を継続し、市民と協働する市役所、縦割り行政を脱却する市役所の機能を高め、職員の能力をフルに発揮できる人事制度を創造する。

- ・自治基本条例や参画と協働のまちづくりをテーマにした学習講座をコミセン等で継続的に開催し、市民と職員と一緒に学ぶ土壌をつくる。

③産業、環境、都市計画、市民活動の支援について東播磨地域の自治体との広域行政を推進する。

3. 情報の共有

- ①情報共有を進めるために、意思形成過程の情報も含む等の情報公開条例の抜本改正を行う。
- ②行政情報が直接、すみやかに市民に届き、市民も行政情報に容易に接することができるように双方向での情報の受・発信システムを構築する。

- ・高速通信回線インフラの全市内家庭を結ぶ計画の策定と事業者との連携。
- ・光ケーブル通信回線によるネットワーク形成で、タッチパネル式通信端末による市役所等との双方向通信の仕組みを全市に整備する。市のHPへのアクセスの飛躍的向上を図るとともに、医療や福祉、教育、観光、地域イベント等にも活用する。産業ビジネスへの活用への期待も。

- ③市役所のHPを「見たくなる明石ネット」のようなコンテンツに改善し、飛躍的な活用度の向上を図る。
- ④次世代型のネット活用教室をすべてのコミセンと自治会レベルで出前開催し、老若男女が楽しみながらネットを活用する目標数値を立てる。NPOとの協働事業。
- ⑤市民センターの「情報市民センター」機能を強化し、行政資料や情報の閲覧、配布とともに、市民活動や生活情報の掲示、閲覧、配布も行う。
- ⑥審議会等の諮問機関は、傍聴者の発言機会を保障し、配布資料の提供、速やかな情報開示（HP等）を市民に分かりやすい形で行う。

II 個別具体的な政策にかかわる姿勢

1. 安心して住み続けられる福祉のまちづくり

①障害者の就労と地域での自立した暮らしを支えるための住まいの確保。

- ・作業所の自立支援策と民間事業所への就労支援。
- ・公営、民間空き家住宅を活用したグループホームづくりと入居支援策。
- ・UD（ユニバーサル社会）の推進へ具体的なフォローアップ。障害者自立支援条例の制定。

②地域包括ケアの仕組みを再検討し、介護と福祉、医療が連携して高齢者と障害者の生活をきめ細かく支援する仕組みを構築し、専門的な指導、助言、費用の支援など行政のサポート体制を確立する。

- ・孤独死を出さない高齢者支援システムを地域で進める方策の確立と普及。
- ・高齢独居、虚弱高齢者への食事サービスと見守りを連携して進める。1日最低1食の配食。
- ・高齢者への福祉ケアと一体化した住まいと“居場所”の提供の仕組みづくり（住宅政策）。

③地域福祉計画を小学校区単位に再構成し、協働のまちづくり組織と連携する。

- ・小学校区単位の協働のまちづくり組織の進捗に併せて順次、地域福祉も小学校区単位に切り替え、社協組織も小学校区単位に再編してまちづくり組織と連携していく。

④都市内の“買い物過疎”解消計画を策定し、商業者とコミュニティーが一体になって解決する。

⑤商店街や駅、バス停など、まちなかには椅子やベンチを配し、市民トイレの確保とともに高齢者が外出しやすいまちにする。

2. 地域で担う教育と子育てのまちづくり

①学校と地域との結びつきを強化する。

- ・学校運営への地域住民の参画など、学校と地域コミュニティとの連携、交流を強くする。
- ・幼稚園、小中学校、高校教育で地域の歴史や文化、環境などについて学びを深めるため、人的交流などを充実強化する。
- ・スクールガードの仕組みを地域コミュニティ活動の進化につなげる。
- ・まちづくり産業雇用政策について大学、高専、商業高校等との連携事業に取り組む。

②中学校給食問題は、途中で打ち切った市民参加の検討委員会時点に立ち戻り、3つの方式を含めた検討を十二分に行い、市民の参画を基本にした決め方に立ち返る。

③子育て支援や学童保育も地域の自律的な活動を強め、連携と充実を図る。

- ・待機児童の早期解消を図り、保育ニーズに沿った地域型保育を推進する。
- ・学童保育に地域連携の輪を広げ、保護者が安心して働ける環境をつくる。
- ・放課後の学習支援が必要な子どもたちに、「むりょう塾」などの地域学習支援を広げる。

3. 明石らしい環境を生かした生活と産業の都市づくり

(1) 「海の玄関」明石港の再生と中心市街地の活性化

- ①明石港一帯と周辺の活用、再整備。砂利揚げ場の移転・撤去と跡地の活用。
- ②人と車の淡路航路を確保・強化し、安定した運航を持続させる施策の推進。
- ③明石らしさを回復する明石駅前中心市街地の整備。
- ④明石駅前一帯のゴーストタウン化を避ける対策と駅前再開発計画の事業内容の見直し。
(中心市街地整備計画の再検討、超高層マンションの見直し、財政への影響対策ほか)

(2) 農・水産業を生かした明石らしい産業のまちづくり

- ①漁業の振興と農地を活かした新しい一次産業を明石の重要な産業とし、雇用吸収力を高める。
- ②生産、加工、流通、消費（飲食）、アミューズメントを一体推進（1, 2, 3次産業を総合した6次産業の推進）することによって、食育とも連動した“海業”のまちづくりを興す。
- ③市街地調整区域の農地を中心に「シティズン・パイロット・ファーム」（市民農園）を組織的に導入し、後背地の周辺市町の農地も結んで農地の活用と食と暮らしの一体化都市をめざす。

(3) 財政再建のまちづくり

- ①ハコもの事業は新規、継続事業ともいったん凍結し、その必要性を市民参加で洗い直す等、ハコもの投資は徹底的に見直す。
- ②公共、民間を問わず、市街地の遊休土地や施設などの遊休資源を徹底的に利・活用する方策を推進する。
- ③ゴミゼロ・エミッションを推進することにより、ゴミ処理費用の低減を図る。

- ・家庭排出ごみの段階的減量計画を立案し、生ごみを毎年10%ずつ減らし堆肥化する等の施策によって、廃棄物総量を当面半減する目標を立てる。新清掃工場や収集処理計画の見直しを図る。

(4) 明石の自然環境を豊かにする

- ①生物の多様性を維持・創出するための水と緑・海洋の一体的整備を進める。

- ・海的环境を良くするための森や里山、市街地と河川環境のあり方を見直す。魚住、大久保地域を中心に「自然ふれあいゾーン」を整備する。

- ②生物多様性への理解と環境教育・学習の場の提供を市民協働で進める。

- ③外来種の侵食を防ぎ、希少野生動植物種の早急な実効性のある保護策を進める。明石に残る貴重な里山である松陰新田の保全と山林地域の鳥獣保護区指定を進める。